「(530)　134468　第一さんのう　」を
「(530)　削除　削除　」に、
「(596)　135022　さかい丸　」を
「(596)　削除　削除　」に、
「(652)　135413　成洋丸　」を
「(652)　削除　削除　」に、
「(698)　135603　第二白陽丸　」を
「(698)　削除　削除　」に、
「(717)　135852　日産丸　」を
「(717)　削除　削除　」に、
「(744)　135972　くにきⅡ　」を
「(744)　削除　削除　」に、
「(790)　136438　第二十八鶴菱丸　」を
「(790)　削除　削除　」に、
「(913)　137088　フェリーきょうと２　」を
「(913)　137088　フェリーきょうとⅡ　」に、
「(915)　137090　フェリーふくおか２　」を
「(915)　137090　フェリーふくおかⅡ　」に、
「(1180)　141031　長門丸　」を
「(1180)　削除　削除　」に、
「(1270)　141312　かつら　」を
「(1270)　削除　削除　」に、
「(1273)　141322　旭徳丸　」を
「(1273)　削除　削除　」に、
「(1583)　142387　鼓海丸　」を
「(1583)　削除　削除　」に、
「(1591)　142408　ＣＯＲＯＮＡ　ＴＲＩＴＯＮ　」を
「(1591)　142408　ＣＯＲＯＮＡ　ＴＲＩＴＯＮ
(1591)の２　142409　つるが　」に、
「(1611)　142456　ほくと　」を
「(1611)　142456　ほくと
(1611)の２　142457　成秀丸　」に、
「(1613)　142462　第百十一日光丸　」を
「(1613)　142462　第百十一日光丸
(1613)の２　142464　ＨＡＭＢＵＲＧ　ＨＩＧＨＷＡＹ
(1613)の３　142469　豪太丸　」に、
「(1619)　142485　第二辰巳丸　」を
「(1619)　142485　第二辰巳丸
(1619)の２　142486　フェリーきたきゅうしゅうⅡ　」に、
「(1627)　142520　なんせい丸　」を
「(1627)　142520　なんせい丸
(1627)の２　142527　絆永丸
(1627)の３　142528　フェリーびざん　」に、
「(1628)　142530　薩観丸　」を
「(1628)　142530　薩観丸
(1628)の２　142531　ＳＡＮＴＡ　ＳＥＲＥＮＡ　」に、
「(1629)　142538　菱丸　」を
「(1629)　142538　菱丸
(1629)の２　142541　ＦＬＯＲＡ　ＰＩＯＮＥＥＲ　」に、
(1629)の３　142543　なとり　」
「(1631)　142550　ＭＡＮＨＡＴＴＡＮ　ＢＲＩＤＧＥ　」を
「(1631)　142550　ＭＡＮＨＡＴＴＡＮ　ＢＲＩＤＧＥ
(1631)の２　142554　みらい　」に、
(1631)の３　142556　新さかい丸　」
「(1633)　910002　ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ　」を
「(1633)　142559　第三若吉丸　」に、
(1634)　142560　琉球エキスプレス３　」
(1635)　142562　ＯＷＡＲＩ　ＭＡＲＵ　」
(1636)　142577　第１エスオーシー　」に、
(1637)　142579　萬洋丸　」
(1638)　142584　ＴＡＫＡＳＡＫＩ　」
(1639)　910002　ＴＲＡＮＳ　ＢＯＲＤＥＲ　」

改める。

○総務省告示第百六十三号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正し、平成二十八年度分の固定資産税から適用する。

平成二十八年四月六日　総務大臣　山本　早苗

第一号３中

「(　8)　株式会社ジェイウインド（桧山高原風力発電所に係るものに限る。）　同　」を
「(　8)　株式会社ジェイウインド（桧山高原風力発電所に係るものに限る。）　同
(　8)の２　株式会社ユーラス矢吹中島太陽光（太陽光発電設備に係るものに限る。）　同　」に、
「(　19)　株式会社シーテック（ウインドパーク笠取に係るものに限る。）　三重県知事　」を
「(　19)　株式会社シーテック（ウインドパーク笠取に係るものに限る。）　三重県知事
(　19)の２　笠井産業株式会社（三重県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。）　同　」に、
(　19)の３　美松電気株式会社（美松電気下田発電所に係るものに限る。）　滋賀県知事　」

改める。

第一号11中

「(　5)　ＪＸ日鉱日石エネルギー株式会社（原油備蓄タンク及びその付属設備のうち宮城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　宮城県知事　」を
「(　5)　ＪＸエネルギー株式会社（原油備蓄タンク及びその付属設備のうち宮城県内の二以上の市町村にわたって所在するものに限る。）　宮城県知事　」に、
「(　7)　株式会社ケーブルテレビ山形（山形県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」を
「(　7)　株式会社ダイバーシティメディア（山形県内の二以上の市町村にわたって所在する有線テレビジョン放送に係るものに限る。）　同　」に

改める。

第二号２中

「(　12)　電気化学工業株式会社　」を
「(　12)　デンカ株式会社　」に、
「(　19)　木曽岬メガソーラー株式会社（太陽光発電設備に係るものに限る。）　」を
「(　19)　木曽岬メガソーラー株式会社（太陽光発電設備に係るものに限る。）
(　20)　株式会社ユーラス天明太陽光（太陽光発電設備に係るものに限る。）　」に

改める。